

# 教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 27 年 2 月 10 日
開 会 時 刻	午後 2 時 47 分
閉 会 時 刻	午後 5 時 07 分
出 席 委 員 名	◎中村豊治    ○上田修一    楠木宏彦    鈴木豊司
	吉井詩子    福井輝夫    藤原清史    工村一三
	中山裕司
	小山敏 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	なし
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 障害者計画・第 4 期障害福祉計画（案）について
	2 第 7 次老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）について
	3 介護保険に係る基準を定める条例（案）について
	4 地域密着型サービス事業所等の指定基準について
	5 子ども・子育て支援事業計画（案）について
	6 放課後児童クラブ利用料について
	7 保育短時間利用認定児の長時間利用に係る利用料等について
	8 伊勢市国民健康保険料の賦課限度額及び軽減する所得判定基準の引き上げ（案）について
	9 第 2 期伊勢市環境基本計画（案）について
	10 伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）の改定について
	11 伊勢市立小中学校における土曜授業について
	12 山田奉行所記念館指定管理者制度導入と指定管理者の特命について（報告案件）
	13 尾崎罌堂記念館指定管理者の再度特命について
	14 管外行政視察の実施等について
説 明 員	教育長 健康福祉部長 健康福祉部次長 高齢・障がい福祉課長
	介護保険課長 こども課長 医療保険課長 医療保険課副参事
	環境生活部長 環境課長 教育部長 教育次長 教育総務課長
	学校教育課副参事 文化振興課長
	ほか関係参与

## **協議結果並びに経過**

教育民生委員会終了後、中村委員長協議会を開会し、「障害者計画・第4期障害福祉計画（案）について」、「第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画（案）について」、「介護保険に係る基準を定める条例（案）について」、「地域密着型サービス事業所等の指定基準について」、「子ども・子育て支援事業計画（案）について」、「放課後児童クラブ利用料について」、「保育短時間利用認定児の長時間利用に係る利用料等について」、「伊勢市国民健康保険料の賦課限度額及び軽減する所得判定基準の引き上げ（案）について」、「第2期伊勢市環境基本計画（案）について」、「伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）の改定について」及び「伊勢市立小中学校における土曜授業について」の11件を協議、続いて「山田奉行所記念館指定管理者制度導入と指定管理者の特命について」及び「尾崎罌堂記念館指定管理者の再度特命について」の2件の報告がありました。また、暫時休憩後、「管外行政視察の実施等について」を協議しましたが、その概要については次のとおりでした。

開会 午後2時47分

### ◎中村豊治委員長

ただいまから、教育民生委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は9名全員でありますので会議は成立をいたしております。

本日、御協議をいただきます案件は、御手元に配付の案件名一覧表のとおりであります。

審査に入ります前に委員長から一言皆さんにお願い申し上げます。

本日の協議会につきましては、14件の協議、報告を予定をしております。

効率よく運営をしていきたいと思っておりますので、発言並びに答弁につきましては要領よく、簡潔に願いたいと思っております。

ぜひとも、協議会の進行について御協力をお願いいたします。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては委員長に御一任を願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように取り扱いをさせていただきます。

また委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

## **【伊勢市障害者計画・第4期障害福祉計画（案）について】**

### ◎中村豊治委員長

それでは、「障害者計画・第4期障害福祉計画（案）について」の御協議をお願いいた

します。

当局からの説明をお願いします。

教育長。

●宮崎教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き教育民生委員協議会をお開きいただき、ありがとうございます。

今回、私どもからお願いすることになりました案件は、追加で御迷惑をおかけいたしました、「伊勢市立小中学校における土曜授業について」ほか報告案件も含めまして、全部で14件でございます。

それでは、協議案件の順番に従いまして、所管から説明をいたせますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

それでは、「障害者計画・第4期障害福祉計画（案）について」御説明申し上げます。

本計画案につきましては、平成26年11月20日開催の教育民生委員協議会において協議を行っていただいたところでございます。

その後1カ月間のパブリックコメントを実施、市内5カ所で地域説明会を開催し、広く御意見を頂戴いたしましたので、パブリックコメント結果について御報告をさせていただきます。

資料の1番のパブリックコメント結果につきましては、恐れ入りますが資料1の2をごらんください。

ホームページ、広報紙などで周知を行い、市役所、総合支所など市内22カ所に計画案を設置し、昨年12月15日から今年の1月15日まで御意見を募集をいたしました。

その結果、2番の意見募集の結果といたしまして、13名の方から51件の御意見を頂戴いたしました。内訳はEメール3名、ファクス4名、窓口での提出が6名でございました。

恐れ入りますが、資料1にお戻りください。いただきました御意見の概要といたしましては、相談支援体制の整備と充実、子供の療育・相談支援体制の充実など相談支援に関する意見が多数出されました。

また、障害福祉計画の重点的な取り組みとして掲げました短期入所、障害者グループホームの整備や、啓発事業などの地域生活支援事業などについての御意見がございました。

パブリックコメントでの御意見を基に、計画策定懇話会の委員の皆様にご審議いただき、17カ所修正をさせていただきました。

修正の内容は1ページから5ページまでの表に挙げさせていただいたとおりでございます。

修正の内訳といたしましては、用語の解説や補足を加えたものが7カ所、文言の加筆修正が5カ所、施策の名称を修正したものが3カ所、その他が2カ所となっております。

恐れ入りますが、6ページをごらんください。パブリックコメント期間中に実施いたしました地域説明会の概要でございます。

市内5カ所で、老人福祉計画・介護保険事業計画案の説明会と同時に開催をさせていただきました。御意見・御質問の内容はパブリックコメントでの御意見と同様に、グループホームの整備や相談支援体制などの御意見が多く出されました。

なお、パブリックコメントの御意見に対する市の考え方につきましては資料1の2の2ページから19ページまでに添付をさせていただきました。修正させていただきました計画案の抜粋は資料1の3に添付をさせていただきましたので、御高覧くださいますようお願いいたします。

以上が「障害者計画・第4期障害福祉計画（案）について」の御説明でございますので、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それではただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

吉井委員。

○吉井詩子委員

今、説明いただきました障害者の計画について、パブリックコメントについて質問させていただきます。

大変たくさんコメントをいただきました。そして、これは一つ一つ丁寧に回答をされました。また、障害者の計画懇話会の方が、本当にこの厳しいコメントがたくさんあったと思うんですが、真正面から向き合って議論を重ねて回答されたということに敬意を表したいと思います。

それぞれにとっても重要な指摘がございますが、今回、細かい点について一つ一つ、私のほうからいうことはちょっと控えさせていただきたいとは思っています。

全体的に、全部を読まさせていただきました。

やはりこの中で、例えばこの資源が不足をしている、いろいろこのグループホームやいろんなことが不足している。また、声が届いていない、連携がされてない。行政の相談、この概要では相談の体制と書かれてましたが、今その対応に対する指摘などもございます。また、市民や職員の理解が不足しているというようなことが挙げられている中で、何度も伊勢市が遅れているのではないかというようなことがあります。当局といたしましては本当に伊勢市が遅れているのかということについて、どのように認識されているのかということについてお聞きしたいと思います。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

ただいまの吉井委員からの御質問にお答えをいたします。

伊勢市の障害福祉行政について体制が遅れているのではないかと御質問に対して

でございますが、このパブリックコメントで御指摘をいただきました相談支援体制につきましての周知が足りないのではないかとか、あるいは、その資源自体が不足しているのではないかといった御意見に対しましては、現実的にこの資源の不足につきましては、この計画の中に重点項目として掲げさせていただいたところでございます。

また、相談支援体制につきましても、さらに充実を図り、啓発を充実をさせていくというふうに対応されたと、こちらのほうで伊勢市の考え方としてコメントをさせていただいたところでございますので、この計画に基づいて、真摯に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

これらのコメントなんです、やはり今まで、悔しい思いをされたり、悲しい気持ち、また憤りというものが読み取られると思います。

しかしながら、平成25年に制定されて、28年に施行が予定されております障害者差別解消法、これが大変、今大きな変換点っていうか、なって来ている大きなチャンスであると思います。

このことを大きなすごいチャンスと捉えて、このコメントを寄せられた方というのも腹を立てているだけではなくて、障害者の方の困り事に対して解決できるように、一緒にやっっていこうっていう気持ちがあるので、これだけの深い内容のコメントが寄せられたと思います。これからやはり担当者、また私たちもそうですが、全ての人たちが、この差別の解消法っていうことをしっかりと勉強して、またそして、当事者の方々、相談とかしても聞いてもらえなかったというふうなことがここにもくどいようですが何度も出てまいります。

やはり、こちら側が長く付き合っていきたいな、理解していききたいなっていう、そういう気持ちで対応していかなければならない、またそういうことを一番望んでいられるのではないかなというふうに希望されていると思うんですが、その辺についてどうお考えでしょうか。

◎中村豊治委員長

高齢障がい福祉課長。

●中村高齢障がい福祉課長

ただいま委員仰せの28年度施行の障害者差別解消法というのは非常に大きな意味があると認識をいたしております。

このいただいた皆さんの御意見一つ一つにつきましても、やはり、きちんと認識をしながら、この解消法の具体的な取り組みについて、27年度に具体的にどのようにしていくか

ということを検討しつつ、施行に向けて準備を進めていきたいと考えております。  
以上でございます。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長  
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長  
御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画について】

◎中村豊治委員長

次に、「第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画案について」の説明をお願いいたします。

介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

御説明の前に大変恐縮でございますが、資料の中に追記すべき事項がございますので御報告申し上げます。

資料2の2をごらんください。右肩上の上ですね、資料の番号の下の日付が「10日」、空欄となっております。「10日」ということで、申しわけございませんが加えていただきたいと思っております。よろしく御報告申し上げます。

大変申しわけございませんでした。

それでは、「伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画案について」御説明をさせていただきます。

御手元の資料2の1をごらんください。

本計画案につきましては、前回の教育民生委員協議会で御協議をいただきまして、パブリックコメントを実施させていただきまして、御意見を頂戴しましたので、御報告を申し上げます。

また、介護給付費の今後の見込み、それから介護保険料について、現時点での素案がまとまりましたので、今回御報告を申し上げます。

それでは、「1 パブリックコメント結果について」をごらんください。

12月15日から1カ月間実施をさせていただきましたところ、15名の方から71件の御意見を頂戴いたしました。

主な御意見の概要でございますが、まず、制度改正の内容につきまして、計画内に具体的に記載すべきであるという御意見をたくさん頂戴いたしました。また、特養の整備数でございますが、3年間で60床としておりますが、現在1,000人を超える待機者数に対しまし

て、少ないのではないかというような御意見もいただきました。また、介護従事者の処遇改善や、人材確保を求める御意見、介護保険料につきましては、低所得者への負担軽減などを求める御意見を頂戴いたしました。

今回のパブリックコメントにより、計画素案を修正する部分は、2カ所でございます。いずれも一部修正となっております。

これらの御意見に対する市の考えにつきましては、資料2の2にまとめてございます。御高覧ください。

また、今後、ホームページなどで公表してまいりたいというふうに考えております。

恐れ入りますが、資料2の1の裏面、2ページをごらんください。

「地域説明会の実施状況」でございます。12月17日から市内5カ所で地域説明会を開催させていただきました。障がい者福祉計画等の説明会と同時開催させていただきましたところ、95名の方に参加していただいております。御質問、それから御意見の趣旨につきましては、その主なものにつきましては、パブリックコメントと同様のものとなっております。

続いて3の「介護保険料について」をごらんください。

介護保険料の基準額、これが月額でございますが、今後3年間の給付費の必要量を見込み試算しております。現行の5,694円から約2.5%上昇の、5,835円と試算しております。

これは、年々増加傾向でございます給付費の見込み、それから第1号被保険者の負担割合が1%増加しましたので、22%となる見込み、増加傾向の見込みとともにですね、国の介護報酬改定の方針でございます平均2.27%の引き下げ、これらのことを反映して試算しております。

また、全体の介護保険料の軽減のために、介護給付費準備基金を3年間で5億円取り崩すという前提で算出しております。この基金投入により、基準額は月額で約370円軽減効果を見込んでおります。

また、所得段階区分につきましては、国の標準的な9段階区分を基本としておりますが、市としてさらに負担軽減を行うべき所得層を検討させていただいております。その結果、第2段階区分、それから新設する第6段階区分につきましては、それぞれ軽減することといたしております。

また、低所得者の保険料軽減措置につきましては、国の制度により第1段階区分の料率0.5に対しまして、国、県、市がそれぞれ負担する公費を投入させていただきまして、さらに0.05引き下げ、0.45で賦課を行いたいというふうに考えております。

条例改正案につきましては、今後、3月定例会に介護保険料関係の改正案を提案させていただきまして、4月施行を予定させていただきたいと考えております。

なお、低所得者の保険料軽減につきましては、軽減実施の方針は国から示されておりますが、根拠となります政令は国の平成27年度予算の成立とともに公布されるというふうに見られております。

4月1日が賦課期日ということになりますので、本来ですと3月中に市の介護保険条例を改正する必要がございますので、政令の公布時期によりましては、追加議案として補正予算とともに、改正条例を御提案させていただきたいというふうに考えておりますが、会期に間に合わない場合は、国の軽減率に従いまして、第1段階区分を0.05引き下げるとい

う内容で、政令が公布され次第、専決処分を行わせていただくことも想定されますので、大変申しわけございませんが、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

いずれにしましても、国の平成27年度予算の成立、それから政令公布を見まして進めさせていただきたいというふうに考えておりますが、万一4月以降ということになりましたら、市議会と相談させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それから資料2の3といたしまして、計画案の給付費見込み、それから介護保険料の推計部分の抜粋を、資料2の4としまして、保険料の被保険者への影響額、それから資料2の5といたしまして、国の資料から抜粋しました低所得者軽減強化をそれぞれ添付させていただいておりますので、御高覧いただきたいと思います。

以上、「伊勢市第7次老人福祉計画・第6期介護保険事業計画について」御説明をさせていただきました。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

この計画に関しましても、パブリックコメントが年末年始の多忙な中にもかかわらず、大変、たくさんコメントが寄せられました。

私もこれも、また読まさせていただき、説明会にも何度か出席もさせていただきました。

その中で、やはり、今回、この制度の改正ということで、日常生活の支援の総合事業が市に移行されるというこのことが示されていないということに関する不安というものが、やはり多く声も寄せられておったと思うんですが、三重県では、3つの市が介護のほうから移行されるというように報道もあったんですが、この辺の他市の状況についてどのように研究されておられますでしょうか。

◎中村豊治委員長

介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

吉井委員の御指摘のとおりですね、幾つかの市が27年度4月もしくは10月、28年度当初から、新たな総合事業を実施するということが情報交換の中で把握してございます。

大多数のところは29年4月というふうになっておりまして、12月までに御報告申し上げたようにですね、伊勢市としましても29年4月を目途に総合事業を開始したいというふうに考えておりますが、準備をできるだけ早く行いましてですね、また、皆さんに御周知を申し上げ、不安等をですね、できるだけ早いうちに解消したいというふうに考えております。



◎中村豊治委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

その29年度までにということを前にもお聞きいたしております。

その中で、やはりこのコメントの中でも、他市のことをいろいろ研究せよというコメントが、これ障がいのほうのコメントにもよく見受けられたんですが、やはりあの桑名市など大変進んでおまして、ここは地域包括ケアの条例もできている中で、私もこの計画ももうアップされておりますので、ネットのほうで拝見いたしました。他市に対する研鑽をものすごく重ねた上で、この事業に対して、計画に対して取り組んでおられますが、その辺の研究もまたしっかりしていただきたいと思います。今、庁内で検討されていると思うんですが、今の時点でどういうことがされているのか、お話できる範囲で教えていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長  
介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

はい、部内に庁内検討チームを2つおいてございます。

一つは、高齢者の社会参加、介護予防を後押しするような制度の取り組み研究、それからもう一つが、総合事業そのものをですね、他市の状況事例等を収集しながら、どういふふうに展開していくのかというふうなところを研究するチームでございます。

委員おっしゃるようですね、県内問わず、他市の状況先進事例を研究しながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

◎中村豊治委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

それですね、生活支援事業ということなんですが、地域包括ケアシステムにおいては、住まい、医療、介護、予防、そして生活支援ということになります。

この予防という点に関して、病院のほうでも生活習慣病の予防ということで、今回報告された中にも上げていただきました。

これをしっかり進めていただきたいと思いますが、この生活支援ということに関しまして、まさにこの日常生活のこの総合事業ということはどうしていくのかということが大切になってまいりますので、今回は介護保険のこの計画のことがあったので、委員会では何も報告はありませんでしたが、やはりこれは、継続調査の事項になっておりますので、今後どこまで、このことが進んでいるのかということ、また御報告を随時していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

◎中村豊治委員長  
介護保険課長。

●大井戸介護保険課長  
はい、委員の仰せのとおり取り組みたいと思います。

◎中村豊治委員長  
よろしいですか。

○吉井詩子委員  
よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長  
他にございますか。  
楠木委員。

○楠木宏彦委員  
今、吉井委員の質問にもありましたけれども、要支援の介護が地域支援事業に移行されるということで、このパブリックコメントの中でもですね、そこら辺のことは具体的にやっぱり明らかでない、どうなっているのかという不安も随分出ております。市の答弁といいますか、この回答のほうではですね、今までより裾野を広げた形で、多様な主体によるものを想定していると、こういうように書いておられるわけですが、もう少し具体的にですね、今できるところはないのか、それを伺いたいと思いますが。

◎中村豊治委員長  
介護保険課長。

●大井戸介護保険課長  
具体的に説明をという趣旨の形でしょうか。  
総合事業につきましては、やはり短期的にですね、平成29年には、やはり要支援1、2の方のデイサービス、ホームヘルプ等がですね、市町村事業に移りますので、そちらのほうの受ける事業というのは用意する必要があると思います。

先ほど、委員のおっしゃられた、少しすき間を埋めるような事業につきましては、少し長い目を見た形で、順次整備もしていきたいなという思いもございますので、そういったことにつきましては、市民の方にですね、今後制度の説明も含めまして、広報等あらゆる機会を通じまして、お知らせしたいなというふうに考えております。

◎中村豊治委員長  
楠木委員。

○楠木宏彦委員

まだまだね、十分に明らかになってないところ、はっきりさせてないところあると思うんですけども、これからですね今、地域の協議会もですね、発足してきているので、そういったところもしっかりと議論を重ねながら、地域の力を育てるということと、それと同時に、やはり行政の責任をしっかりとね、放棄しないで守っていくという、この2点をですね、立場で進めていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。  
ここで3時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時22分

### 【介護保険に係る基準を定める条例案について】

◎中村豊治委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、「介護保険に係る基準を定める条例案について」の説明をお願いいたします。

介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

それでは、「介護保険に係る基準を定める条例（案）について」を御説明をさせていただきます。

御手元の資料3の1をごらんください。「1 条例制定の背景」でございます。

第3次地方分権一括法の成立、介護保険法の一部改正に伴いまして、「要支援の認定を受けた方のケアプランを作成する事業者の指定基準」及び、「地域包括支援センターの人員等の基準」について、条例で定めることになっております。

骨子（案）につきましては、前回11月20日の教育民生委員会協議会で御協議をいただきましたが、独自基準として、「非常災害発生時の安全確保のための計画作成を努力義務規定として定める」ことと、「記録の保存年限を5年間とする」という2つの基準のほかは、基本的に国の指定基準に沿ったものとしております。

「2 意見募集の結果について」をごらんください。

12月15日から1カ月間、パブリックコメントを実施させていただきましたが、御意見はございませんでした。現在、骨子案のとおり、条例案の策定作業を進めておるところでござ

ございます。

3つ目の「基準省令の一部改正について」をごらんください。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が、1月16日に公布されております。元となる基準が改正されました。その内容につきましては、骨子案には特に影響がないというふうに考えておりますので、策定する条例案につきましては、独自基準以外は改正後の省令の基準どおりというふうにしたいと考えております。

「4 今後の予定」をごらんください。

市議会定例会へ条例案を提案させていただきまして、4月1日施行を予定させていただきたいというふうに考えております。

御参考までに、資料3の2として骨子案、それから資料3の3として改正後の省令基準を、地域包括支援センターの人員等の基準について資料3の4を添付させていただきました。資料3の3のうち、下線の部分につきましては、今回改正された部分でございますので御高覧いただきたいと思います。

以上、「介護保険に係る基準を定める条例（案）について」御説明をさせていただきました。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

ありますか、はい、御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### **【地域密着型サービス事業所等の指定基準について】**

◎中村豊治委員長

次に、「地域密着型サービス事業所等の指定基準について」の説明をお願いいたします。

介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

それでは、「地域密着型サービス事業所等の指定基準について」を御説明をさせていただきます。

御手元の資料4をごらんください。

「1 条例改正の背景」でございます。

このたび、介護報酬改定に先行する形で、「地域密着型サービスに関する国の基準」のほか、関係省令につきましては、1月16日付けで改正省令が公布されました。

伊勢市におきましては、平成24年度に制定した「伊勢市地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準を定める条例」などは、原則、国の基準に基づき制定していることを踏まえまして、今回の省令改正に沿い2つの条例を改正する必要があります。

「改正が必要となる条例」をごらんください。

一つが、「伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」でございます。

2つ目が「伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」でございます。

3の「改正の方向性」をごらんください。

元となる省令の改正の趣旨が、介護報酬に係る改定と併せて3年に1度改正されていることを踏まえ、国の基準に基づき改正することとしたいと思っております。

「今後の予定」でございます。

市議会定例会へ条例改正案を御提案させていただきまして、4月1日施行を予定させていただきたいと存じます。

御参考までに、2ページ以降に「省令改正の概要」をサービスごとに列挙させていただきました。これは12月に国が示した改正概要案の抜粋でございます。制度改正や介護報酬と関連した改正となっております、基準の緩和が主な内容となっております。

以上、「地域密着型サービス事業所等の指定基準について」を御説明をいたしました。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言ありましたらお願いします。  
ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【子ども・子育て支援事業計画（案）について】

#### ◎中村豊治委員長

次に、「子ども・子育て支援事業計画案について」の説明をお願いいたします。  
こども課長。

#### ●藤原こども課長

それでは、「子ども・子育て支援事業計画（案）について」御説明いたします。  
資料5をごらんください。

本計画案につきましては、11月20日開催の教育民生委員協議会におきまして御協議いただき、その後12月15日から1カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果について御報告させていただきます。

意見募集の結果としましては、お2人の方から2件の御意見をいただきました。

2ページがいただいた御意見であります。

ナンバー1は、養育困難家庭に対応する相談員等の資質向上と関係機関の連携を図ることの重要性、また、早期の支援が子供をよりよい社会人に育て上げるとの御意見であります。また、ナンバー2は、子供自身が持っている育つ力を大人がどう支援するか、という

ことを考え、実感できることが大切、との御意見であります。

本計画案の中では、基本理念等におきまして、「親としての育ち」あるいは「子供自らが家族の一員としてさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていく」ことの重要性を掲げております。

そして、これらの実現を目指した施策への取り組みを進めるとともに、対応する職員の資質向上や早期支援につなげるための関係機関による連携強化も推進していくことを目標として掲げております。

これらの御意見によります計画案の変更はなしとしたいと考えております。

以上がパブリックコメントの結果と考え方の概要でございます。

次に、この計画を策定するにあたっては、「子ども・子育て支援法」におきまして、県と協議することとされておりますことから、パブリックコメントと同時期に協議を行ってまいりました。

その結果としまして、3ページの3つの事項について県から御指摘をいただいたことから、計画案を修正したいと考えております。

1つ目は、「教育・保育の一体的提供」に関する事項としまして、「幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する市が行う支援等に関する事項を記載していない」との御指摘に対しまして、研修の合同実施を記載いたしました。これは、これまでも実施はしてきておりますが明記したものでございます。

2つ目は、「認定こども園の普及に係る基本的な考え方を記載していない」との御指摘に対しまして、右の修正内容欄にございますように、「市全体の施設の配置を考慮しつつ、地域の状況に応じてこども園化を検討する」旨の記述を追加いたしました。これは、先に策定しております「就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」からの抜粋でございます。

3つ目は、「各年度における教育・保育の量の見込み、確保方策」に関する事項としまして、「3号認定についての保育利用率を記載していない」との御指摘であります。これに関しましてはその数値を記載いたしました。保育の利用定員数に関する各年度の目標値といえますのは、確保方策である利用定員数のことでもありますので、保育利用率は3歳未満の推計児童数に占める利用定員数の割合ということになります。

次のページ以降は、修正部分を網掛け表示した事業計画案の抜粋でございます。

なお、本件につきましては、去る2月5日に開催いたしました「伊勢市子ども・子育て会議」におきましても御報告、お諮りしたものであります。

本日御協議いただきましたのちに、計画を確定としまして計画に沿って事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

**【放課後児童クラブ利用料について】**

◎中村豊治委員長

次に、「放課後児童クラブを利用料について」の説明をお願いいたします。  
こども課長。

●藤原こども課長

「放課後児童クラブ利用料について」御説明いたします。

放課後児童クラブについては、現在、公設クラブが7クラブ、民設クラブが18クラブ、計25クラブがございます。

その利用料金につきましては、公設クラブでは月額5,000円、民設クラブは各クラブで運営方針や職員体制、利用人数等を踏まえて設定をしており、各クラブによって料金体系がさまざま、最も高額なクラブでは月額1万円、最も低額なクラブで月額8,000円となっております。

この放課後児童クラブは、就学している小学校区のクラブを利用することが原則であり、運営方針や利用料金によってクラブを選択できるものではないことから、クラブ間の利用料金格差は可能な限り平準化することが望ましいと考えております。

これまでの経緯としましては、平成23年度に公設クラブを指定管理とする際に、公民格差是正を図るために料金改定を行なっております。利用料金として適当である額を7,000円と試算しましたが、激変緩和のために5,000円に留めて改定いたしました。

平成27年度末をもって、現在の公設クラブの指定管理の委託期間が終わることから、公民格差是正のために再度改定を検討いたしました。

格差是正の方法としましては、公設クラブの利用料金を民設クラブの水準に合わせる方法、あるいは民設クラブの利用料金を公設クラブの利用料金である月額5,000円とする方法、あるいは公設クラブの利用料金を上げ、民設クラブの利用料金を下げることによりその中間とする方法の3つがございますが、少子化に歯止めがかからない現状から、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、当面は民設クラブの利用料金を公設クラブの水準、月額5,000円に引き下げられるよう、調整を進めていきたいと考えております。

実施時期としましては、民設クラブの御理解、御協力をお願いし進めてまいりますので、平成28年4月を予定しております。

以上でございます。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言ありましたらお願いします。  
はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この放課後児童クラブ利用料につきましては、長年の懸案であるというふうなことで伺

っておるんですが、いい方向へ進んでいくのかなというふうに思っています。

民設クラブに行かれてみえる方は、児童の方ですね500人ぐらいお見えになるのかなというふうに思うんですが、利用料金1万円とした場合に、一人5,000円、市のほうから補てんするということで、ざっと計算してみますと年間3,000万円程度必要かなというふうに思うんですが、そのあたりの試算というのがあればお示しいただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

はい、民設クラブが現状1万円から5,000円に引き下げるためには、市から補てん等が必要となります。

それを試算しますと、委員仰せのとおり、約年間で3,000万円が必要となると試算しております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

次ですが、格差是正の方法の中で、当面の間ということで出てくるんですが、これはいつまでを指すのか、またその後のその計画の方向性というものをお持ちであれば教えていただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

少子化に歯止めがかからない現状を踏まえまして、子育て世帯の経済的負担を軽減しようとするものでありまして、当面は5,000円といった水準を維持したいと考えておりますが、今後の少子化の状況であるとか、クラブ運営にかかるコストなどの変化によりまして、利用料の増額を検討する必要があると考えております。

現時点では具体的に何年間ということは想定をいたしておりません。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

もう一点なんですけども、実施時期の問題なんですけど、なぜ1年先の28年4月なのか、



27年4月からできそうな感じなんですけど、1年かけて何を調整をしていくのかその点をお聞かせください。

◎中村豊治委員長  
こども課長。

●藤原こども課長

実施時期を平成28年としておりますのは、民設クラブとの調整のもと、具体的な補てんの仕組みを検討してまいります。

料金の格差是正を図るには各クラブの御理解、御協力が不可欠でございます。

それぞれのクラブの運営の方針もございますので、そういったことの調整に期間を要するというふうを考えまして、28年からの実施ということに考えさせていただきました。

以上でございます。

◎中村豊治委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今説明いただきましたんですけど、施設のほうに対してはですね、何ら迷惑はかからないと思うんです。

この利用されてみえる世帯につきましては、大変いい制度かなというふうに思うんですけども、何を調整をする必要はないように思うんですけども、27年4月からできそうなんですけど、もう一度何を調整していくのか、その辺済みません。お聞かせ願います。

◎中村豊治委員長  
こども課長。

●藤原こども課長

これから、民設クラブとの調整にかかりますが、現状としまして、民設クラブの利用料金が1万円のところもあれば8,000円のところもあり、また、それぞれ特別な支援を要する子供さんの場合には加算があったり、兄弟で利用されておる場合は、軽減をしたりと料金の体系がさまざまでございますので、そういったところ一律に補てんするような仕組みとなりますとそれぞれクラブによっては、補てんが足りない、あるいは余剰が生じるそういったことも出てきますので、そのあたりの補てんの仕組みに関してそれぞれクラブの実情も聞きながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

調整がですね、1年必要というものであれば、なぜ今、報告がなされてきたのか、調整をしてからですね、はっきりしてから報告いただければ、いいような気もするんですけど、余り皆さんに期待を持たせるような形になってもいけませんので、その辺まだ1年前に報告されたのか、その辺の状況だけ聞かせてください。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

この料金格差の是正に関しては、かねてからの課題でございました。

その中で、まずは、現在の公設クラブの指定管理の委託期間ということを見据えまして、検討をしてきたところであります。

その上で議会からも、たびたび御意見をいただいております、今年度内に方向性をお示ししますという旨お答えをしまりました。

そういったところから、まずは、公設の現在の水準に合わせたいということをお示しさせていただくものであります。

よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

よろしいですか。

他にございますか。

中山委員。

○中山裕司委員

言葉尻を拾うんやないけども、今の説明ですとね、少子化に歯止めがかからない、少子化に歯止めをかけるために、放課後児童クラブの料金を公営と民営との間の調整を図ると。

そんなね、これで少子化が今の話やけども、是正されるのであるならばね、そんな簡単なことはないと思う。

あなたの今の説明はね、そういう説明であったんですよ。

私はそうじゃないと思う。本当の狙いは。

だから、その部分もありますよ確かに、だけどこれで少子化が今の話やけど、歯止めがかけられるんやったらね、言葉尻拾うんやないですよ、そうだったら結構なことじゃないですかこれ、これだけで今の話やけど、働くいわゆる父兄、お母さん方がですね、これであれされるんやったらそれでいい。そうじゃないでしょう。

だからね、やっぱり私はやめとけじゃないんです、結構なことだと思うんですよ。

しかしながら、これだけ特化して今の話やけど少子化がこれで解決できるというようなものの考え方ではだめだということを申し上げとるんで。どうですか。

◎中村豊治委員長

健康福祉部長。

●鈴木健康福祉部長

委員おっしゃるようになりますね、この放課後の料金だけで、少子化がとまるとか、そういったことは考えておりません。

当然、いろいろな施策を講じた上で、少子化に歯止めをかける、あるいは、少子化をとめるというふうな形になろうかと思えます。

ただこの案件につきましては、かねてからの懸案事項でもあり、また経済的な負担も軽減するというところで、少子化対策が幾つか実施していく中の一つということで、御理解を賜りたいというふうに思います。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

あなたの説明もちょっと今の狂とるわ、私から言わすと。そうじゃなしに、私がこんなこというのも失礼な話だけでも、確かに伊勢市に居住をする子供たちというのは平等なんですよ。

だから、公設に行つとる人はたまたま恵まれとる、5,000円ぐらいで見ただけだと、民営やと高いところで1万円いると、倍じゃないですか。

だからそれ公平、公正を図るために、平等にするという形で、今の話やないけど民営に行く人たちの子供たちの父兄負担を軽減するというのが趣旨なんでしょう。だからこれ皆伊勢市の子供たちなんだから、そういうような公平公正を図ることが、これの料金をできるだけ公と民とが横一線になるようなということで、私はいいということをおるんで、その説明の仕方、考え方が今の話やないけども、だからそういうようなことが、そういう認識のもとに、こういうようないろんな調整を図っていくということが大事やということを申し上げておきます。

◎中村豊治委員長

他にございますか。

福井委員。

○福井輝夫委員

先ほど利用してみえる方が500人ほどおるということで、予算化もこれからされていかれると思うんですが、今現在その格差があるね、月1万円というようなことで、そこへ預けたいけど、ちょっと高いんでよう預けやんという方もかなりいると思うんですよ。

私が知ってる人でもそういう方みえました。

だから、ちょっと何とかしたいんやけど何とかならんかなというなことも聞いたことあるんですが、ということで5,000円ということになると、かなり人数もふえる可能性もあると思うんですよ。

その場合、予算化のときにそういう部分も考えてみえるのか、今現在、今以前にも、どういうふうな状態かという利用するアンケートをとられたと思うんですが、その辺のアンケートの結果からですね、もし5,000円にしたらどれだけふえるだろうかというような分析まではされてませんか。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

人数量を把握する中で、利用料金が下がればというところのアンケート調査までは行っておりません。

ただ、各民設クラブさんから幾つか御意見をお聞かせいただく中で、実際、委員仰せのような方がみえると、潜在的なニーズがあるということは伺っております。

そのことによりまして利用料金を減額し、軽減しますと、利用者がふえるというところは想定をいたしております。

ただ、これまでも利用ニーズにこたえるためにクラブを分割する等で対応してきておりますが、新たなニーズへ対応していくために、そういった実施事業の実施場所を確保するとか、そういった課題に関してこれから取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

先ほどね、アンケートをとっていないということですが、アンケートをとった人にですね、利用したいという方はおったと思うんですね。

使ってる使ってないじゃなくてね、利用したいという方が、それが何人かみえるかがわかればですね、それである程度傾向はつかめると思うんですね、そういう部分で、実施する場合にですね、再度、そのアンケートとるとか、そういうことで把握すると、そういった必要であればですね、そういう措置もしていただきたいと思っておりますので、それでいいです。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

少子化ということで、私も言葉尻を捉えるみたいで申しわけないですけど、これは少子化対策の本部が庁内にもできましたので、そこの中で揉んだ中で、今回、国のほうの地方創生の補正のメニューで4,200億の中に、確かこの放課後児童クラブのメニューがあったと

思うんですが、そういうふうなことも考えてここ出してきたということでしょうか。

◎中村豊治委員長  
こども課長。

●藤原こども課長

今回、利用料金の格差是正を図るというものでございまして、委員仰せの交付金を財源というふうなことは想定しておりません。

以上でございます。

◎中村豊治委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

少子化ということで、歯止めにかけるということですので、今後そういったこともまた考えていただきたい、うまく活用していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長  
中山委員。

○中山裕司委員

さっきちょっと言い忘れましたけどね、こういうことをするときには、クラブの入所を厳格にしなきゃならん、これはね。

その確かに高いからよう入らないというところ、それが減額される、いわゆる公設と民営と価格一緒になるということなんで、やっぱりそれはたくさん、そういう需要がある、需要があるというとおかしい、要望があると思うんですよ。

それだけに、それだけにその入所の条件ちゅうか、その審査ちゅうか、そういうものを厳格にきちっとしてかんと、先ほど言ったように、あなたの答弁でも3,000万くらい、それだけのものが、それが先ほどの質問のように、まだまだふえるだろうということも想定されるので、だから、きちっとした厳格な入所の基準なり、審査というものはね、これは心がけていかないかんと思いますよ、これだけ申し上げておきます。

◎中村豊治委員長  
他にございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【保育短時間利用認定児の長時間利用に係る利用料等について】

◎中村豊治委員長

次に、「保育短時間利用認定児の長時間利用に係る利用料等について」説明をお願いいたします。

こども課長。

●藤原こども課長

「保育短時間利用認定児の長時間利用に係る利用料等」につきまして御説明を申し上げます。

まず、資料の中で1の「保育短時間利用認定児の長時間利用に係る利用料について」でございしますが、本年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、これまでの幼稚園や保育所等の特定教育・保育施設を利用する際には支給認定を受けていただくこととなります。

保育を必要とする児童は2号あるいは3号として認定を受け、さらに保育の必要量に応じまして、最長11時間までの保育を行う「保育標準時間」と、最長8時間までの保育とする「保育短時間」に区分して認定することとなります。

これまでは、11時間までが通常の保育料で利用していただくことができまして、11時間を越える利用をする場合には延長保育料を月額5,000円御負担いただいております。

11時間を越える保育についてはこれまでどおりとしますが、8時間の利用として保育短時間の認定を受けた児童が8時間を越えて11時間までの利用をする場合の延長保育料を新たに定めたいと考えております。

この延長保育料は、各施設が定めるものであることから、伊勢市立保育所における延長保育料を条例で規定しようとするものであります。

新たに定める保育短時間利用認定児の8時間を越える延長保育料の額につきましては、1回200円としたいと考えております。

その算定根拠でございしますが、保育に必要な経費としまして、国が公定価格を定めておりますが、その公定価格における11時間利用と8時間利用の差が延長保育にかかる経費と言えますことから、こちらを利用者に御負担をいただくこととします。

ただ、この延長保育の実施に対しては国庫補助がございしますことから、その基準額を先ほど申し上げました公定価格の差額から差し引き、残る額を利用者に御負担いただくとして算定をいたしました。

その算出結果としまし、1回200円という案としたものであります。

続きまして2ページの2、「休日保育・一時保育利用料について」でございしますが、これらにつきましては、現行どおりとしたいと考えておりますが、これまで要綱で定めていたものを、料金の性質上、条例において規定したいと考えております。

次に、3ページの3、「保育所の定員変更について」でございします。

新たな制度におきましては、これまでの認可定員とは別に利用状況と今後の見込みを踏まえて利用定員を定めることとされております。

また、この利用定員は認可定員の範囲内で定めることとされております。

資料にあります4つの公立保育所におきましては、定員を超える希望が恒常的にあり、これまで認可定員の125%を上限に受け入れをしまいいりました。

現状の受入状況に合わせて利用定員を定める必要があることから、認可定員についても合わせて変更しようとするものであります。

この定員変更につきましては、3月市議会において条例改正案を提出したいと考えております。

次に、4の「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う支給認定・利用調整について」でございますが、新たな制度の施行に伴いまして、これまでの幼稚園・保育所等の利用に関し、支給認定、利用調整の規定を定める必要がございます。

「子ども・子育て支援法施行規則」におきまして、以下の項目については市が定めることとされていることから、市規則あるいは要綱等で規定をしたものであります。

(1)は、保育の必要性の認定事由が就労である場合の就労時間の下限時間、(2)は、保育の必要性認定事由が求職活動である場合の有効期間、4ページの(3)は保育の必要量の認定についてでございます。

それぞれ、国の運用通知やこれまでの当市における運用状況等を踏まえて規定をいたしました。

次に、(4)の「保育施設等利用調整基準について」でございますが、保育を提供する責任を有する市が、保育所等の利用調整を行なうこととされていることから、その基準を定めるものであります。

これまでも、定員を超える利用希望がある場合などには、同様の基準で利用者を選考しておりましたが、新たな制度に沿って、基準を細分化して新たに定めたものでございます。

7ページの別紙をごらんください。

世帯ごとの保育を必要とする状況に応じて、この基準に基づき点数化し、各施設ごとに点数の高い世帯から利用決定を行なうものであります。

①の基本点数表で、就労状況等を基に点数を設定し、②の調整点数表で世帯の状況により加点あるいは減点を行ないます。

虐待やDVの恐れがある場合につきましては、これまでの基準にはなかったもので新たに加えております。

これらの合計点が同点である場合には、③の優先順位表により順位付けいたします。

この基準によりまして利用者を決定いたします。

5ページにお戻りください。

5ページの5の「特定教育施設の利用者負担額について」でございますが、新たな制度に基づく特定教育・保育施設、幼稚園や保育所の利用にかかる保育料につきましては、11月20日の本協議会におきまして、その案をお示しし、3月市議会におきまして条例案を提出したい旨御説明申し上げました。

今般、平成27年度政府予算案におきまして、幼児教育無償化に向けた取り組みにおける低所得世帯への支援として、幼稚園の利用にかかる1号認定児童の市町村民税非課税世帯の利用者負担額について、これまで示されておりました月額9,100円から3,000円に軽減されることとなりました。

これを受けまして、市が定める利用者負担額も市町村民税非課税世帯については3,000

円に改めたいと考えております。

最後に、6の「関連条例の改正について」でございますが、先ほどの4番の支給認定・利用調整に関する事項は規則あるいは要綱で定めておりますが、このほかに新たな制度の施行に伴いまして、保育所条例や幼稚園条例等関連条例の改正が必要となりますので、3月市議会定例会におきまして、それらの条例案を提出したいと考えております。

以上でございます。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。  
ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【伊勢市国民健康保険料の賦課限度額及び軽減する所得判定基準の引き上げ（案）について】

◎中村豊治委員長

次に、「伊勢市国民健康保険料の賦課限度額及び軽減する所得判定基準の引き上げ案について」の説明をお願いいたします。

医療保険課副参事。

●山神医療保険課副参事

それでは、「伊勢市国民健康保険料の賦課限度額及び軽減する所得判定基準の引き上げ（案）」につきまして御報告申し上げます。

資料8をごらんください。

国民健康保険料の賦課限度額の引き上げと保険料軽減のための所得判定基準の引き上げにつきましては、国の基準見直しに合わせて市の国民健康保険条例の一部改正を予定しております。

本来ならば、平成27年4月1日の施行に向け、3月市議会定例会で御審議いただくところでございますが、国の政令公布が2月下旬以降になるとの見通しのため、3月市議会に追加議案として提出、あるいは、万が一議会会期に間に合わない場合には専決処分をさせていただくことに対しまして御理解賜りますようお願いいたします。

改正のポイントといたしましては、国民健康保険料の賦課限度額を、基礎賦課額いわゆる医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分それぞれ一、二万円ずつ引き上げ、全体の賦課限度額81万円を85万円といたします。

また、物価の動向を踏まえ、低所得者の保険料軽減のための基準の引き上げをいたします。5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額をそれぞれ1万5千円、2万円引き上げ、26万、47万といたします。



以上、今後予定しております国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減のための所得判定基準の引き上げにつきまして御報告申し上げます。

よろしくお願いたします。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言ありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【第2期伊勢市環境基本計画（案）について】

◎中村豊治委員長

次に、「第2期伊勢市環境基本計画案について」の説明をお願いいたします。

環境課長。

●出口環境課長

それでは、「第2期環境基本計画（案）」につきまして御説明させていただきます。

これは、平成26年11月20日に開催されました教育民生委員協議会後に実施をしましたパブリックコメントの概要を報告するものでございます。

パブリックコメントの実施後、その御意見を踏まえまして、平成27年1月20日に環境審議会を開催し、計画（案）について御審議をいただき、1月22日に市長へ計画（案）の答申をいただきました。

それでは、資料9の1をごらんください。

「パブリック・コメントの結果概要」につきましては、平成26年12月10日から平成27年1月9日までの1カ月間、意見募集を行いました。その結果、1名から11件の意見をいただきました。

御意見の内容、及び市の考え方につきましては、資料9の2にまとめさせていただきましたので、御高覧いただきますようお願いいたします。

次に、資料9の3をごらんください。

主な修正箇所について、御説明させていただきます。

まずナンバー2、ナンバー3、次のナンバー7の「空き家問題」でございます。

空き家問題につきましては、近年、全国的な社会問題となっており、伊勢市におきましても空き家に関する苦情件数が増加傾向にあるため、対策を講じ検討を行っているところですが、昨年11月、国におきまして、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定をされました。このことから、伊勢市では国の基本指針に即した対策を講じるため、修正をさせていただきました。

次に、ナンバー4、ナンバー5、ナンバー6につきましては、「第5章 計画期間内の重

点事業」の「重点事業1 太陽光発電設備設置の推進」につきましての修正でございます。

パブリック・コメントにおきまして、「件数だけでなく併せて設置された設備の総発電量とそれが一般家庭の何件分かに相当する表示をしたほうが効果の判断がしやすい」という御意見をいただきましたので、現在、把握している設備の内容合計、及び一般家庭における世帯数について、現在の状況を追記させていただきました。

また、「学校やその他公共施設の設置につきましても記載いただいたほうが推進状況が分かりやすい」との御意見もいただきましたので、学校、公共施設等の設置件数についても追記をさせていただきました。

続きまして、ナンバー5「太陽光発電設置件数」につきましては、「伊勢市の太陽光発電設置補助金を利用している件数を表示しているのか、また対象外の設備も含めた全ての件数を表示しているのか」との御意見をいただきましたので、補足としまして「中部電力株式会社との太陽光発電の需給契約件数」を明記させていただきました。

また、ナンバー6「平成25年度の現状値」につきましては、申しわけございません誤りまして、平成24年度の現状値を記載させていただいてましたので、修正しましたのでおわび申し上げます。

以上、前計画（案）から修正した主な修正箇所でございます。

なお、本日、御報告後、計画の修正確定をし、製本の上、議員の皆様へ配付させていただくとともに、広く市民に周知してまいりたいと考えております。

以上、「第2期環境基本計画（案）」について、御説明をさせていただきました。

なにとぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市合理化事業計画（小俣町地域分）の改定について】

◎中村豊治委員長

次に、「伊勢市合理化事業計画（小俣町地域分）の改定について」の説明をお願いいたします。

環境課長。

●出口環境課長

それでは、「伊勢市合理化事業計画（小俣町地域分）の改定について」御説明申し上げますが、申しわけありませんが、資料に1点誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

6 ページ目の中段でございます。代替業務の提供で、「資源回収業務」となっております。

すが、「資源物運搬業務」の誤りでございます。

訂正しておわびを申し上げます。

それでは、資料10をごらんください。

本計画につきましては、平成25年12月19日開催の教育民生委員協議会におきまして御協議をいただき、12月25日に策定したものでございますが、今回、営業区域の変更と支援内容の変更を行うため改定をするものでございます。

1 ページにつきましては、現時点の修正を行なっておりますので、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

2 ページ目をごらんください。改定部分でございますけれども、9の「合理化事業の内容」でございます。小俣町におきましては、平成30年度には、し尿等の要処理量が1.3台分になる見込みから、許可業者数の適正化による合理化を図り、業務の安定を保つこととし、目標とする処理体制を3業者に移行するとともに、それにともない許可区域の変更を行うものでございます。

次に、「4 支援の方法」につきましては、これまで代替業務の提供に加え、転廃交付金の交付により業者の円滑な廃業を進め合理化を図ろうとするものでございます。3月定例会におきまして当初予算を計上させていただく予定でございます。

以上、「伊勢市合理化事業計画（小俣町地域分）の改定」につきまして御説明とさせていただきます。

なにとぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言ありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【伊勢市立小中学校における土曜授業について】

◎中村豊治委員長

次に、追加案件となっております、「伊勢市立小中学校における土曜授業について」の説明をお願いいたします。

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

「伊勢市立小中学校における土曜授業」につきまして、御説明申し上げます。

初めに本日御協議いただくにあたりまして、資料等の提出が間際になってしまいましたこと、おわび申し上げます。

これまで、各方面の御意見も伺いながら、慎重に検討をしてまいりました結果、この時

期の御報告になりましたことにつきまして、誠に申しわけなく思っております。

それでは、資料13の1ページの1をごらんください。

まず、「土曜授業にかかる経緯」でございますが、文部科学省によって学校教育法施行規則が改正され「学校を設置する教育委員会の主体的な判断で、土曜授業を行うことができる」こととなり、三重県教育委員会から、土曜授業を積極的に進めるという、県の方針が示され、各市町が検討を始めました。

伊勢市におきましては、地域の充実した受け皿のもと、子供たちは土曜日にも豊かな過ごし方をしている一方、子供はゆとりをなくしていますし、教職員は多忙化している現状があり、目指す子供像を考えたときに、さらなる学力向上や体力向上の必要性があると考えています。

続きまして、次の「2 土曜授業検討会議について」御説明申し上げます。

先の経緯や伊勢市の現状を受けまして、伊勢市の子供たちにとってのよりよい土曜日のあり方を考えていくために、社会体育や社会教育において子供たちにかかわっていただいている方々や学校、PTAの代表の方にお集まりいただき、「土曜授業検討会議」を開催いたしました。そして、「性急に土曜授業の実施に進むのではなく、検討を重ねてほしい」「伊勢市の子供たちの健やかな成長につながるものとなることを切に願う」との提言をいただきました。

恐れ入りますが、資料裏面の3をごらんください。「土曜授業についての基本的な考え方について」御説明いたします。

提言をいただきました後、よりよい土曜授業にむけて検討を重ね、また、各方面への聴き取りも進めてまいりました。県内の状況としまして、他市町は平成27年度土曜授業を実施することを決定し、ほとんどの市町が月1回程度としております。

伊勢市の状況としましては、これまでの取り組みによって、土曜日に豊かな生活を送る場が準備されており、それはこれからも大切にしたいと考えます。一方、土曜授業の活用として、特に、小学校低学年においては、「平日の午後の授業を土曜日に行い、週の授業時数を平準化することで、子供にゆとりをもたせられるのでは」という意見もいただいております。

そこで、伊勢市教育委員会としての土曜授業についての基本的な考え方として、次の2つをもちまして伊勢市教育委員会といたしましては進めていきたいと考えております。

一つは、開かれた学校づくりの推進として、学校、家庭、地域等が一体となって子供たちを育てていくために、例えば、公開授業を実施し、学校への理解や協力を求める機会とします。また、地域と連携して、外部人材等の力をお借りしての授業や体験活動等を行っていきます。

もう一つは、土曜授業を教育環境の充実を図るための方策の一つとして考え、学校の創意工夫を生かしたさまざまな取り組みを行う中で学力と意欲の向上を図ります。また、週時程の平準化を図ることで、ゆとりを生み出し、子供たちの学習に向かう意欲と姿勢を育てます。

恐れ入りますが、続きまして、「4 実施方法について」と、「5 実施内容について」をごらんください。

方法につきましては、平成27年度から月1回程度、原則として第3土曜日、内容につき

ましては、基本的な考えを踏まえ、各学校の創意工夫により地域の実情に応じた内容とする方向で考えております。具体的には、学校が計画を立て、教育委員会に届出をして取り組んでいくこととなります。

なお、PTA等、保護者の皆様への説明やお知らせにつきましては、4月に向けまして速やかに行っていきたいと考えております。

伊勢市立小中学校における土曜授業につきまして、御報告が遅くなってしまい、大変申しわけございませんが、教育委員会といたしましてはこのような方向で子供たちにとってよりよい中身となるように取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

以上です。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いします。  
福井委員。

○福井輝夫委員

この土曜日授業につきまして、きのう、これ資料いただきました。

ずっと読んでいった中で、どうもこのずっと読んでいきますとね、伊勢市がこの土曜授業について、何か余り積極性がないみたいな、こう否定的なような文章がずっと最初並ぶんですよね。ということで、何か伊勢市はやりたくなかったんじゃないかなというふうに私は率直に受け取りました。

これちょっと非常に失礼なんですけど、三重県がやる方向できた、三重県下も大抵のところが計画してきたと、伊勢市もやらないかんじゃないかなと、それでやるんじゃないかなみたいな感じにとれたんですよね。

だから、この文章を今後、外へ発信する場合、やはりこういう目的で充実したいんでやるんだというような文をですね、もっと表に出してほしいなと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

ただいまの福井委員の御意見、御質問といいますか、御意見に対しましてお答え申し上げます。

もちろん子供たちのよりよい教育環境を求めてのことですので、最終的にどうか説明の最後で申し上げましたように、子供たちにとってよりよい中身となるようにしっかり考えて取り組んでいきたいと思っておりますし、今後、保護者の皆様への説明等でリーフレット等を作成していくことも考えておりますので、そのような中では、やはり、そのような姿勢を出していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

わかりました。その辺は今後ともよろしくお願いします。

この書いてある文章の中で、真ん中付近でもね、地域に子供たちに充実した受け皿があり、土曜日にも子供たちは豊かな過ごし方をしているとね、子供はゆとりをなくしていると、教職員の多忙化しておるといような言葉が並ぶと、なんかすごい弊害が多いんじゃないかなというふうにとれるんですよ。

そういう部分、それとあと5月、6月、7月に3回会議が開かれてますよね。

その中で、検討された中ですね、こうここを見ても、やはり性急に土曜授業を実施するものではなくということとか、関係機関と調整は不可欠であるけどもさらなる検討も必要である、それから今年度、来年度の大会や行事等も既に決まっていると、だから難しいという意味でしょうね。

それから、試行期間を設けてはどうか、それから子供の負担、保護者の負担、学校現場の負担を考慮し内容も回数も無理のないようにという、すごくこうマイナス的なイメージがどんどん並んでるんですよ。

そういう部分からすると、この3回の会議では、やめたほうがいいんじゃないかという意見があったんじゃないかと、そういうふう決定されたんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかが、どんな結果だったんでしょうか。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

土曜授業についての資料の1番の中の子供がゆとりをなくしているか、教職員が多忙しておるといことにつきましては、現状の分析の中でそのようなことがあるんですけども、そのような現状を解消、解消というか改善するためにも土曜授業の活用を考えたいといようなことで、その部分には書かせていただいたつもりでございます。

また、検討会議の中では、社会体育、社会教育の方面からも、委員の皆様に参加をさせていただいておまして、やはり議論としましては賛否両論ございました。

その中でも、よく考えて進めていってほしいといような御意見をいただいたというふうにとめております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

賛否両論があったということで、そういうことも、その意見としてここへ載せられたん

かなというふうにとり受けました。

それですね、これ進めるのはですね平成27年度からというふうにとりうたってございます。毎月1回第3土曜日なんですけども、何月からやられる計画なんですか。具体的にちょっと書いてないもんですから、その辺がよくわからないんですが。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

平成27年度からということで4月からということを考えておりますけれども、学校の実情によりましては4月当初の行事予定によりまして、4月からというふうにならない場合もございますけれども、4月からというふうを考えております。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

基本的に4月ということがございます。

これ創意工夫を生かしたさまざまというようなこととか、それから外部人材や各種団体の力を借りてというようなお答えが書いてございますんですが、そうすると、予算化も必要になると思うんですね。

外部人材やったら、ただできてくれる人ばかりじゃないと思いますし、そういう場合、この27年度予算に計上されておるのかどうか、具体的にどういうことをするから、どれだけかかるというように計上されているのかどうか、ちょっとそれについて伺います。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

今回、27年度につきましては、その土曜授業のための予算化というものはしておりません。

ただ、いろいろな事業の中でそのような、外部の地域と連携をした活動をする場合についての予算として使っていただけるような事業も組まれておりますので、そのような部分、そのような事業を活用して取り組みを学校が進めてもらえればというふうを考えております。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

わかりました。

27年度はそういう意味では、使える範囲でということかなと思うんですけども、あんまり補正ですね、どーんと出てこないようなことを望んでおりますのでね、その辺計画をちゃんとしながらですね、進めていただきたいと思います。

それから、いろんなところの、例えば、玉城町ですと26年の4月から始めております。それから松阪は27年の4月からやりますけども、去年の12月1日には、公開をやるということを公開しているいろんなところに周知をしております。全国的にいろいろあるんですけど、それから東員町なんかは、やっぱり12月19日にいろんなことを知らせながら始めますということをやっています。

そうすると伊勢の場合、非常にこの発表が遅かったということで、これから4月からPTAとかそういういろんな関係のところに連絡、周知するということでしたが、まだそういう面でもっと早くですね、やっぱり周知していただきたかったと思います。

その辺で、4月から周知ということで、間に合うんでしょうかね、PTAとか、いろんなところ。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

大変、御心配をおかけしまして申しわけございません。

最初にも申し上げましたが、本当に検討しておりました結果、この時期になりまして、大変、御心配をおかけすることになりましたが、この後、速やかになるべく保護者の方、地域の皆様に御迷惑、御心配をかけないように、速やかに事を進めていけたらというふうに考えておりますので、4月になってからというようなことがないようにとは考えさせていただいておりますので、また、御支援のほどどうぞよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

そういうようなことで、保護者もそうですし、放課後クラブとか、それからスポーツ団体、そういうところも忘れずにやっていただきたいということと、それから松阪等なんかの見ますとですね、保護者の方は具体的に早くやってほしいという、そういうアンケートが非常に多いんですよ。

生徒や教員、それから生徒、教員ですか、そういうところは否定的だということがあります。この中で、子供たちに余裕がないとかね、そういういろんなことで、ちょっと難しい部分があるということですけども、保護者ですね、子供たちの現状を1番よく知っているといるんですよ。

その保護者が80%以上がやってほしいということであればですね、そういう保護者の子



供たちのマイナス面というか、案外よく調べればないんやないかなという気がしてならないんですね。

だからそういう部分もよく確認しながらですね、積極的に進めていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。結構です。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

他にございますか。

藤原委員。

○藤原清史委員

1点だけちょっと確認させてください。

月に1回程度、土曜日に実施するというので、この土曜日に実施した時間は平日の時間から、月曜日から金曜日の間の時間減らすわけですか。

それともそのままふやすわけですか。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

一律にふやす、減らすというようなことではなく、小学校、中学校のそれぞれの学年によっても状況が異なっておりますし、先ほどの説明の中でも小学校の低学年の説明をさせていただきましたけれども、低学年におきましては平日の事業の平準化ということも考えられますし、また、高学年につきましてはさらにその部分をプラスして学習をするというようなことにも考えられると思いますので、それもそれぞれの学校種や学年によって変わってまいります。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

藤原委員。

○藤原清史委員

ということは学校の持って行き方一つで、いろいろ使えるということではないですか。その土曜日ですからだいたい2時間半、3時間ですね。

それはもう各学校長の采配によるということですか。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

その部分は、学校の創意工夫を生かしたいというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

藤原委員。

○藤原清史委員

学校によっては、平日の、土曜日なら土曜日午後の授業をなくすとか、平日に午後をなくすようなことも考えていくことがあるわけですね。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

学校全体がそのようにするというような事とか、それから低学年1年生、2年生の部分については、午後の授業を少しなくすような形で、その分何か個別の指導をしたりというようなことも考えられます。

◎中村豊治委員長

藤原委員。

○藤原清史委員

最後に、私の考えなんですけども、土曜日ですと地域とかのほかの団体との子供たちのいろいろ受け入れとかそういうのも今まで考えてやってきてますけども、例えば平日にお昼からいきなり休みになったとかいうことになってきますと、受け入れる団体もない。

また、先ほどもやりましたけども、放課後児童クラブ等の関係も出てくるでしょうし、いろんな弊害が出てくるんじゃないかなという気がするんですけど、その辺どうでしょうか。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

そのあたりにつきましても、急に予定が変更になるというようなことなく、保護者、地域の実情を十分見ながら、予定のほうも周知をしながら取り組んでいくように、学校のほうに指導したいというふうに考えておりますので、御心配をいただいていることにつきましては、今後の中で十分に考えさせていただきたいというふうに思います。

(「わかりました、よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

昨日いただいたペーパー読ませていただいて、そして今報告を聞かせていただきましたけれども、若干幾つか感想めいたことと、疑問になることがありますので、お伺いしたいと思うんですが。

まずあの、そもそも学校5日制というのは、どのような意図を持って導入されたのか。そしてその内の幾つかの課題があったと思うんだけど、それはどのように達成されて、まだなお達成されていないのは何なのか。

あるいは時代の進展によって、そもそももう20年前の話ですから、時代の進展によって、課題も変わってきていると思うんですけど、どのような新しい課題ができたのかというようなことについて、今一つ読み取れないといいますか、そういう点があります。

それでですね、そもそもこれあの文科省についてはですね、平成8年の中教審で、この5日制というのを提言していると思うんですけど、その中で言われたことは、生きる力、これを育むということで、学校だけで育成されるもんじゃないと、学校、家庭、地域社会におけるバランスのとれた教育をとおして育まれる。

特に家庭や地域社会における豊富な生活体験、社会体験、自然体験は重要だと、こういった指摘がされているわけですね。

その中で子供たちが主体的に使える自分の時間をふやしていく、そしてゆとりを確保していく、これは子供たちにとって重要なことだと、そういうに考えるというふうに書いてます。

そしてさらにこの学力についてですけども、その評価は単なる知識の量の多少を問うのみではなくて、変化の激しい社会を生きる力を身につけているかどうかによって捉えるべきであると、そのような指摘があったんですけども、こういったことについてですね、この間のこの20年間振り返っていただいて、どのように捉えて、そして新しくどのように踏み出そうとしているのか、その辺について、この3回の会議があったと思うんですけども、そういったところへ、あるいは教育委員会の中で、こういった総括がなされてきているのか、その点についてちょっとお願いします。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

ただいまの楠木委員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず学校週5日制の総括でございますが、仰せのとおり平成7年4月から……、失礼しました、平成4年9月から月1回、7年4月から月2回、そして平成14年度から完全学校週5日制が実施をされてきました。

その中で先ほど申し上げましたように、子供たちが自分の力でいろいろな体験ができるよう、楠木委員もおっしゃいましたけれども、そのようなことができるように地域の中で

さまざまに取り組みをする場をつくっていただきました。

そこで、子供たちが過ごすというようにできておりますし、また家庭において家族と過ごすというようにもされてきております。

ただ、26年度の学力学習状況調査の児童生徒質問紙の結果を見ますと、休日に学習をする時間が少ないですとか、それから平日に携帯電話やスマートフォンを長時間に使用しておる、あるいはDVDやテレビ等の視聴を長時間しておるといふような、現状もできております。

学校週5日制を実施していく中でそのような、携帯電話、スマートフォンの問題等も出てきており、また家庭学習等の問題も出てきておるといふふうに把握しております。

そういったような分析も踏まえまして、土曜日をさらに充実させる、あるいは学力につきましても、ただ単に知識を問うだけの学力ではなく、それに向かう意欲の面も重視をしたいというふうに考えまして、土曜授業を活用することによって、学習に向かう意欲の面も育てたいというふうに考えております。

また、家庭や地域との役割分担ということにつきましても、もちろん大切なことだといふふうに考えております。

そこで、土曜授業を活用していくに当たっても、やはり、地域との連携、あるいは家庭に学校への協力をお願いする、そういったような機会としたいというふうに考えておまして、基本的な考え方の中にお示しをさせていただいておるところでございます。

少し長くなりまして申しわけございません。

#### ◎中村豊治委員長

楠木委員。

#### ○楠木宏彦委員

最後のほうですね、答弁の中にもございましたけれども、この2つの基本的な考え方、その方向をですね、この先ほど私申し上げたそもそも学校5日制を導入した経緯に沿った方向を持ってるんじゃないかというように思うんですね。

一つは地域に開かれた学校づくり、それからもう一つは、学校の創意工夫を生かして学力と意欲を向上させていくという、そういった点が書かれており、非常にこれ今後ですね子供たち豊かな学びにつながっていく可能性を持った非常におもしろい方向だと思うんです。

一般的にですね授業、土曜日ふやすんだと言いますと、学力テストの結果がよくなかったから、だから授業をふやせばいいとか、そういうふうな単純な理解もあるかもしれませんが、そういったことではなくて、この土曜日の新しい授業がですね、普段の授業の延長あるいは座学みたいなことですね、そういったことだけになるんじゃないかって、ここに書かれたような方向でですね、進めていただければ非常に有効な取り組みになってくるんじゃないかと思えます。

1点目の問題については、もう少しですね、これまでの議論をですね精査していただいて、何か変えてもらったと思います。

それから、最後にですね先生方の多忙化の問題ですね、こういったことも、起こってく

るんだと思うんですけれども、そもそもこの学校5日制が導入された時期っていうのが80年代ですね、世界から日本の労働者は働きすぎだというようなことがあって、そこで勤務時間をですね、勤務時間を減らそうということも、そういった流れの中であつたんだと思います。

そういったことですね、この先生方の多忙化、これは今ですね、ますますひどくなっているんで、それをどのようにしていくのか、そこらへんも非常に重要なこれから課題だと思います。

ただ、その先生方の多忙化といいましてもですね、教育本来のね、子供と接し子供と学びというそういった時間は先生にとって多忙とは感じないですよ。

むしろ充実した時間だと思うんですけれども、だけれども、書類をつくったりだとか何かいろんな会議に参加しないといけないとか、そういった別の時間がとられるもんだからそれで多忙化というような問題が、大きな問題だと思うんですね。

伊勢市でも先生方のね、精神的な、疾病なんかも報告されておりますけれども、その中ですね、教育委員会として先生方とその多忙の中身ですね、例えば、実際に子供との学習に使う時間、それから事務作業に割かれる時間、それから部活動、あるいは郊外活動とかですね、そういった特別な取り組み、あるいは児童会、生徒会の御指導、こういった部分にどの程度時間が使われているのか、実際に本当に先生方がですね、先生になってよかったなと思う活動にどの程度、時間を割き、大変だなと思う活動にどの程度時間を割いているのか、そういったことについてはですね、比何かをですね出していただくと非常にわかりやすいと思いますし、今後の多忙化をですね、軽減する上でも大事なことやと思うんですね、そういう面で、多忙化の現状を、今申し上げたような、時間の比でですね、調査したりして、改善を促す計画はないのか、そういった点についてお伺いします。

◎中村豊治委員長

今の楠木委員のですね質問、その多忙化の中身分析されておられますか。  
学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

先ほど楠木委員がおっしゃられたような細かな部分につきましては勤務時間の分析というのは、今のところはございません。

続けて、お答えさせていただいてよろしいでしょうか。

◎中村豊治委員長

今後どうするかということも含めてね、考え方があれば。

●松村学校教育課副参事

土曜授業を実施した場合の教職員の勤務につきましては、時間外労働等増加することのないように、勤務体制に配慮する必要があります。

また、長期期間休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けまして、休暇等取得をしやすいような体制をとる方向で考えております。

また、教職員の勤務時間の超過をすることのないように、十分に配慮をしていきたいと思ひますし、今後、また、その点につきましては、検討してきたいというふうに考えております。

◎中村豊治委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 4 時35分

再開 午後 4 時44分

◎中村豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

協議会を続けます。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

先ほどですね申し上げた先生方の多忙化の内実についてですね、やはりこう土曜日の授業が行われたらということだけではなくて、現状も大変だとよくお聞きしますので、その辺も調査していただければ今後のね、その多忙化の改善に役立つんじゃないかと思ひますので、ぜひともその調査をお願いしたいと思ひまして、それだけお願いしておきます。

次長。

●早川教育次長

楠木委員の質問にお答えをいたします。

職員は毎日勤務の開始の時間、それから退勤時間につきまして、独自のコンピュータシステムに基づきまして、入力をしておりまして、各一人一人の毎月の時間外勤務につきましては、把握をしておるところでございます。

ただ、その内容につきましては、それぞれ子供に向かいあう、またテストの採点等まちまちでございますので、その部分についてはまだ分析ができておりません。

ただ、時間外勤務が多くございますので、教職員の健康については十分に留意をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎中村豊治委員長

他にございますか、中山委員。

○中山裕司委員

まず初めにですね、きのうこれいただいたということなんですけども、時間あったら言おうと思うとったんですけども、非常に不親切な資料や、これは。なぜかいうと、少なくとも3回の検討会議をもってですね、経験しとるわけでしょ。

そしたらこの構成員は、いわゆるその今のメンバーくらいはこういうことですよという

ぐらいはきちっと入れてかんとですよ、その検討してくれた人たちに対する非礼ですよ、これは。

しかし、我々を受ける側はどういう人たちがこの検討会議でこういうような提言を意見を述べたのかということもわからんでしょう、これは。

ちょっといま先ほどの説明で、PTAがあったとかどうとかこうとか、じゃあ具体的にどうなんやと、こういうようなことに提言して3回も会議を持っておるわけでしょう。

やっぱこれは非常に不親切だということをもっと申し上げておきたいと思います。

それで、私はねやっぱりこれ非常に大事だと思うのは、子供たちの豊かな過ごし方ということ、さらなるといいながら、さらなるその学力の向上や体力の必要性と、これ2つ両論併記しとるわけですよ。両論併記しておる。

だから、それはね、あえて言うならば、あえて言うならば、皆さん方はどちらを優先してこの今の両論併記をしとるのをどちらをとりますか、これは。

◎中村豊治委員長

学校教育課副参事。

●松村学校教育課副参事

まず、お配りさせていただきました資料につきまして、直前でありましたことは本当におおび申し上げます。

また、検討会議の委員の皆様につきましては、名簿等お付けをすべきところをつけさせていただかなかった点につきましても御指摘をいただきまして、大変反省をしております。

土曜授業検討会議に出ていただいた委員の皆様につきましては、後ほど資料をつけさせていただきたいというふうに思います。

また、学力、体力、両論併記をさせていただいておるところでございますが、これはもう、どちらというふうに、なかなか言いづらいところがありますので、このような両論併記になっておりますが、特に考え方の中では学力と意欲の向上ということで、2番目に書かせていただいておりますけれども、活動の中では、体力向上につきましても活用できたというふうに考えておりますので、なかなか難しいところということで、御容赦いただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

そのことがね、やはりその伊勢市の教育委員会として、伊勢市の教育行政を進めていく1番、私は根幹の問題だと思うんですよ。

どういうふうに考えておるか、これはね非常に重要なことだと思います。

これはちょっと問題外れますけれども、やっぱり安倍政権内閣が進めてきておる地域創生というのはね。これはまさしく、ローカルアベノミクスなんですよ。

今回、その今の話しこれだけの問題ではなくして、道徳教育の導入と、いろんな形で、

これからやっぱり教育に対するいろんな問題が出てきますよ。

これはもう教育だけやございません。

先ほど病院の問題もありましたけど医療の問題しかり、いわゆる介護の問題、そういう福祉関係、まだまだいろんな問題がたくさんございます。

そういうときに、少なくともやっぱり教育委員会として基本的にきちっとどういうふうなスタンスを持ってですね、そういうものに対応していくか、ということが非常に大事であり、そういうことが求められていく時代なんですよ、今、非常に重要な時期だと思います。

この先ほどちょっと楠木委員も言われましたけれども、週5日制の導入がされて、いろいろとその経緯があった中で、またこういうような問題が復活してきた。やっぱりそこら辺がね、私はやっぱり大きな問題だと思います。

これはいわゆる文科省が決めて、そして県の教育委員会が決めて、上からどんどんどんどん降りてきて各市町の教育委員会へと通達をされてくる、それを反撃して反対するということが非常に難しいというね考え方がテーブルにあると思いますけどね。

今こそやっぱり私は、伊勢市の教育委員会としてどうなのかということ、議論してほしい。そのことが先ほど申し上げたように、この検討会議のメンバーの皆さん方は今回こういうな提言をされた。

そのメンバーの皆さん方が後から出しますではいきません。

まあ、もうしょうないけども、その人たちが本当にどういう、恐らくその各層からということになると思うんですけども、その皆さん方がどんな感じでこういうような、この性急に実施をするのはいかんとかですね、いろんな提言されとるわけですよ、これね。なかなか立派な私は提言だと思いますよ、これはもう正直言って偽らん皆さん方の気持ちだと思います。

だから、それは相対的に言ったら、もっと慎重に議論をして、これ性急に土曜授業の実施に進むのではなくということ指摘しとるわけですよ。

そういうメンバーをやっぱり、私たちはどの人たちがどういう形で、そのことがひいては、この検討会議の構成員は、ごく一部の市民の皆様方で教育委員、どんなメンバーかわかりませんから言えないわけですけども、言えないわけです。

そうすると、少なくとも市民を代表した、これ今の話やないけども、意見だということを受けとめられるわけですよ。

そうすると伊勢市の市民の皆さん方はどんなふうに考えておられるのかということも、ある意味においては、推測できる。

まあいうことでございますので、なかなか、こういうことで時間もこれだいぶ過ぎてきましたから、いろいろ質問したいなと思って、メモってはあるんですけども、これで終わっておきますけども、そういうことをねやっぱり、きちっと今後とも心がけていただいて、こういう資料を提出するにはそのようなものも、十分我々がやっぱりそういうようなことがわかり得る。そういう情報を皆さん方が提供してもらわんと、やっぱり、議論としてかみ合わない、これは。

ということと、別に御世辞言うんじゃないですけどもやっぱりその教育長は良識を持たれた人ですから、なかなかその今のきちっと教育行政がどんなものかとかということは考えて



おられますけども、教育長の立場でなかなか今の話やけども、そういうものに手向かうということは非常に難しいかなというふうに思いますけども、やっぱり、言うべきことはやっぱりきちっと言うてもらおうということも必要かなというふうに思いますよ。

それでもう終わっておきます。

◎中村豊治委員長

教育長。

●宮崎教育長

まずもって資料が不親切ではないかと、肝に銘じます。

検討会議等を開催しながらですね、その内容をお知らせせずに提言だけをとという形は非常に不親切だと私自身も思いますので、肝に銘じます。

まずもって、ここまで遅れた理由ですけれども、それだけ賛否両論があるということはもう御承知だと思いますが、そのハードルを一つ一つ、越えていく、丁寧に説明をし、理解を求めるということに時間がかかったというふうに受けとめていただけるとありがたいというふうに思います。

基本的な考え方2つ挙げました。開かれた学校づくり、それから、2つ目は学力と意欲の向上ですが、これは全て伊勢市の教育振興基本計画、そこで夢と意欲を大事にしたい。その子供たちを育てたいという、その思いからでございます。

ですので開かれた学校づくりは学校というものにターゲットを当てた、焦点化した課題でございます。

学力と意欲の向上は、子供たち個人個人に焦点を当てた課題です。

この2つの側面、両方が今、学校に求められているそんなふうに考えておりますので、この2つの側面を重視した計画を立てていきたい。その中で、楠木委員もおっしゃられましたように、やり方によっては大変おもしろい試みなるのではないかというふうにおっしゃっていただきました。

私たちが伊勢ならではの計画というものをできるだけ、学校の創意工夫というのは主体性を重んじた意味での書き方でございますので、教育委員会主体性ないではないかと、そうではございません。

各学校の創意工夫をですね重視しながら、教育委員会としては取りまとめをしていきたい、そのようにも考えておりますので、きょうは大変、御時間をいただきましたが、今後を見守っていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本日はこの程度で終了することといたしますが、本件につきましては、協議をさらに継続させていただきたいと、このようにまとめておきたいというふうに思います。

### **【山田奉行所記念館指定管理者制度導入及び指定管理者の特命について】**

◎中村豊治委員長

続いて、報告案件に入ります。

初めに、「山田奉行所記念館指定管理者制度導入及び指定管理者の特命について」の報告をお願いいたします。

文化振興課長。

●田辺文化振興課長

「山田奉行所記念館指定管理者制度導入及び指定管理者の特命について」でございます。11月の20日に指定管理者制度導入につきまして、御報告申し上げ、12月の定例会において、導入に伴います条例の改正をお認めいただきました。

ありがとうございました。

その山田奉行所記念館の指定管理者でございます。伊勢市指定管理者制度導入指針に基づきまして、選定をいたしました。指定管理者に山田奉行所記念館友の会を選定いたしましたことを御報告申し上げます。

なお、3月の定例会において、この選定いたしました友の会の指定管理者の御指名をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

報告案件であります。御発言ありますか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今ですね、御説明いただきましたんですが、説明の中にもありましたように、26年11月20日にですね、教育民生委員会のほうへ管理者制度の導入についてということで報告をされております。

その内容を見てみますと全く同じなんですよね。

ですので、これは今回報告をする必要があるのかなというふうなことを思いますので、質問させてもらうんですけど、その内容は、山田奉行所記念館友の会を指定管理者として指定したいと、それから12月定例会で条例改正を、3月定例会で指定の議決をいただきたいんだと、また、休館日の関係もですね、お盆につきましても開けてもらうんやっというような報告がありました。

全く同じ内容でですね、わざわざ今回改めて報告をする意図はどこにありますか。

◎中村豊治委員長

文化振興課長。

●田辺文化振興課長

内容につきまして、重複をいたしておりましたことを大変申しわけございません。

これらにつきましては、指定管理者の候補として選定を行いましたので、その決定につきまして、今回、御報告申し上げたということでございまして、決定した結果を、今回、

御報告申し上げたというところでございます。

◎中村豊治委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

指定管理者の決定というのはですね、議決事項になってますよね、3月じゃないと決定はできないと思うんです。

それとこの中身でですね、前回、僕が質問させてもらった内容、資料の関係がですね、あえて削除されておるんですね、その辺の進捗一点だけお聞かせください。

◎中村豊治委員長  
文化振興課長。

●田辺文化振興課長

以前の上に、鈴木委員から質問いただきました。

それに関しまして、早急に整備するという事でお答え申し上げたところでございます。

現行の対策といたしまして、ケースに入れる、あるいは透明のシートで覆う、紐で固定するなどといった、対応を順次いたしております。

また、3台の監視カメラがございまして、次回、1つ追加して全室を監視できるようにしたいと考えております。

来館者につきましては、資料説明員がつきますので、その際に目を配るというようなことも対応しております。

あと貸し館の前と、その後につきましては施設及び展示資料の確認をいたしております。

それから展示資料の調査を行いました。その結果でございまして、大変申しわけございません、前回のときに申し上げた数字と異なっております。

収納されているものも含めまして、資料の点数は72点ございました。

そのうち、山田奉行所の友の会に寄贈されたものが38点、伊勢市のものといたしまして34点ございます。

これらにつきましては、伊勢市に寄贈されたもの、あるいは御菌村の当時に寄贈されたもの、それと御菌村の時代に展示用に製作されたものというふうに分かれてございます。

これらにつきましては、現在、この72点につきましては、保険の話もございましたので、そのあたりを今、検討しているところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。

最後にですね、私何が言いたいかといいますと、今回、事業の件の報告がされておるんですね、当局にも関連すると思うんですけど、当該課だけで検討するんやなくって、しかるべきところですね、十分議会の報告に対しては、精査もしていただいて、例えばこれ今回の場合も、報告の必要がないように思いますんで、その辺当局もしっかりお願いしたいと思います。

それからもう1点ですね、1番の施設の概要のところですね、「上條」、上条の字が「条」が違っておりますので、それだけ言わせてもうときます。

以上です。

〔申しわけございません〕と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他に御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【尾崎琴堂記念館指定管理者の再度特命について】

◎中村豊治委員長

次に、「尾崎琴堂記念館指定管理者の再度特命について」の報告をお願いします。  
文化振興課長。

●田辺文化振興課長

「尾崎琴堂記念館指定管理者の再度特命について」でございます。

施設は、伊勢市川端町にございます尾崎琴堂記念館でございます。

平成15年11月15日に新築オープンされ、現在に至っております。

平成22年4月から指定管理者制度が導入され、特定非営利活動法人琴堂香風が指定管理者として指定されてまいりました。

期間が平成27年3月31日をもって指定期間が切れることから、次の指定管理者を選定いたしました。

続きまして、特定非営利活動法人琴堂香風に選定の結果決まりましたので御報告申し上げます。

こちらにつきましても、3月の定例会において指名をお願いしたいと考えております。  
よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

ただいまの報告に対しまして、報告案件であります、特に御発言ありましたら、  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時03分

再開 午後 5 時04分

### 【管外行政視察の実施等について】

◎中村豊治委員長

引き続き、会議を開きます。

それでは、「管外行政視察の実施について」の協議をお願いいたします。

まず、管外行政視察を実施するかどうか、御発言がありましたらお願いします。

管外行政視察について実施するということによろしゅうございますか。

それでは管外行政視察については実施するということで決定いたしまして御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、管外行政視察を実施するということで御決定をいただきましたので、その視察の時期等々発言ありましたらお願いいたします。

特に意見がなければですね、いろいろと事務局で調整をしていただきまして、5月の第3週、5月11日から15日の間で、この時期については実施をさせていただきたいと、各常任委員会、5月の11日から15日、5月の第3週ということで、各常任委員会調整は……、きのうの産建はどうでした。

次長。

●杉原議会事務局次長

産建につきましては、5月の第3週目ということで御決定いただきました。

◎中村豊治委員長

そういうことで5月の第3週、11日から15日の間で調整をさせていただきたいということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めそのように決定をいただきました。

視察等目的につきましては……、この詳細につきましてはですね、正副委員長に御一任を願いたいと思うんですけどもよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

それではですね、視察の目的と場所等々希望がありましたら、正副委員長に今週中にできたら申し出をお願いしたいというふうに思います。

それから、視察の目的、視察先、視察日程等の詳細につきましては、3月の定例会中ですね、委員会において正式に決定をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会させていただきます。

閉会 午後5時07分